市連会4月定例会説明資料 令和7年4月10日 市民局窓口サービス課

## 戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

#### 1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和7年5月26日時点(改正法の施行日)において本籍を置く市区町村から皆様(原則として戸籍の筆頭者宛て)に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

#### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

#### 3 今後の流れ

#### (1) 令和7年5月26日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分(1通に4名まで)の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

## 【通知ハガキ 表面のイメージ】



#### (2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

#### ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

#### イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン(マイナンバーカード利用)や郵送で届出可能です。詳細はお届けする ハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日~令和8年5月25日の1年間

# (3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

#### 4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課 担当 中澤、指宿 電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295 メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

# 2025年5月26日 改正戸籍法施行

# 戸籍にフリガナが記載されます

2025年 5月以降 本籍地の市区町村から 戸籍に記載される予定の氏名の フリガナの通知が届きます ( )

Point

通知されたフリガナを**まず確認! 誤っている場合**は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年 5月以降 通知されたフリガナが 戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、 下籍に記載されるから安心!!

【**詐欺にご注意ください**】 フリガナの届出に<u>手数料はかかりません</u>。 届出をしなくても<u>罰則はありません</u>。

戸籍制度 フリガナのルールができます マスコットキャラクター 詳しくはこちら→ コヤキツネ



